

SEO 対策サービス利用規約

ご利用規約

GMO TECH 株式会社（以下「弊社」という。）は、SEO 対策（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、利用規約を以下の通り定めます。なお、本サービスお申し込みの方は本規約に同意されたものとみなします。すべての項目に同意いただけない場合は、本サービスのご利用をお控えください。

弊社企業情報につきましては運営会社ページをご確認ください。

GMO TECH 株式会社（以下「甲」という。）がお客様（以下「乙」という。）に提供する SEO 対策サービス（以下「本サービス」という。）に関し、以下のとおり、規約（以下「本規約」という。）を定めます。

第 1 条（目的）

1. 甲は、乙に対し、本サービスを提供し、乙は、甲に対し、本サービスの受領につき、第 8 条所定の対価を支払います。
2. 本サービスは、乙が指定する WEB サイト URL 及び SEO キーワードを対象とします。
3. 本サービスは、Google 検索エンジンにおける乙のサイトの検索結果の上位表示を目的とするものであり、上位表示やアクセス数の増加又は売上げの増加を約束するものではありません。

第 2 条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、以下のとおりとします。

- ① SEO 対策（HTML ソースの修正、外部リンク増加）
- ② SEO メンテナンス（HTML ソースの見直し、指示書作成）
- ③ Google 検索順位計測

第 3 条（契約の成立）

1. 本サービスの利用契約（以下「本契約」という。）は、乙が甲に対し、本サービスの利用を申し込み、甲が乙の申込みを承認することにより、成立します。

2. 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当する場合、乙の本契約の申込みを承認しないことができます。

① アダルト関連又は公序良俗に反する商品の販売を行っている場合

② 甲が乙を不相当と判断した場合

第4条（契約期間及び契約更新）

1. 本契約の期間は、甲が乙に対し、個別契約書記載のサービス開始日より半年間もしくは1年間（個別契約書記載）とします。

2. 本契約は、甲又は乙のいずれかより、相手方に対し、前項の期間満了の1ヶ月前の15日までに、(kaiyaku@tryhatch.co.jp) へのメールにて本契約を更新しない旨の申出（以下「本件更新拒絶の意思表示」という。）がない限り、本契約は、自動的に6ヶ月延長されるものとし、その後も同様とします。

第5条（途中解約）

1. お申し込み後のキャンセル及び契約期間内の途中解約及び契約期間満了後の自動更新期間中の途中解約には違約金を頂いています。違約金は残存期間に支払われることが想定されていた本件業務の対価を直ちに支払うものとし、また満了後は本申込書記載、更新が成されます。弊社からのアナウンスは御座いません。

2. 解約を行う場合、(kaiyaku@tryhatch.co.jp) 宛に解約月の前月15日までにメールをお送り頂いた場合に解約適用とさせていただきます。メール以外の営業担当への電話など、その他方法での解約申請は意味をなさないものとし、15日を過ぎてからの解約申請については次回満了日の解約とさせていただきます。

第6条（免責事項）

1. 甲は、乙に対し、乙が本サービスを利用してから、アクセス数の減少又は売上げの減少等により、乙に生じた損害について、一切の責任を負わないものとし、

2. 甲は、対象検索エンジンの障害又は不具合・アップデート等により、乙が損害を被った場合でも、一切の責任を負わないものとし、

3. 本サービスは、Google 検索結果の上位表示を目的とした Web サイト内部の修正指示書を作成するサービスですが、SEO 上位表示やアクセス増加をお約束するサービスでは御座いません。

4. 細心の注意を払って外部対策を行いますが、ペナルティリスクは0ではありません。ご理解頂いた上で本サービスをお申し込み頂いていることに承諾下さい。また、弊社施策においてペナルティを受けた場合は、SearchConsoleを開示頂いている場合にのみ、弊社で責任を持って解除を実施させて頂きます。弊社施策以外の要因でペナルティを受けた場合、別途ペナルティ解除費を頂きます。

5. 外部施策の設置本数、外部施策元の開示は、弊社ノウハウとなるため、いかなる理由があっても開示はできません。また設置本数は目安であり、順位状況やアルゴリズムに合わせ設置・解除を行うため外部施策数をお約束するサービスでは御座いません。

第7条（SEO キーワードの変更）

乙は、本契約期間中において、SEO キーワードの変更をすることはできないものとします。

第8条（本サービスの料金の種別及び金額）

本サービスにおける料金の種別及び金額は、以下のとおりとします。

- ① SEO 初期費用 種別：本サービスの利用に当たって初期に要する費用 金額：54,000 円（消費税込）
- ② SEO 成果報酬費用 種別：本サービスを提供した結果の成果に対して発生する費用 金額：甲のWEB ページ上「SEO 対策ページ」のとおりのとおり
- ③ SEO 固定プラン 種別：本サービスを提供した結果の成果に対して発生する費用 金額：甲のWEB ページ上「SEO 対策ページ」のとおりのとおり
- ④ SEO 内部修正費用 種別：サイト内部の修正作業 金額：別途お見積り

第9条（SEO 対策費用の対象等）

【成果報酬型 SEO 対策】

1. 乙は、成果発生日から、以下の条件に基づき、SEO 対策費用を課金されます。

- ① 課金の対象となる検索エンジンはGoogle とします。
- ② 本サービス申込時に、乙が指定したキーワードで検索した際、乙が指定したドメインが対象検索エンジンで10位以内に表示された日数分を課金します。ただし、10位以内に表示されなかった日数分は、課金されません。

2. SEO 成果報酬費用は、前記の条件に基づき、1月単位で算出します。

3. 検索エンジンの順位は、甲が1日の内の任意の時間に調べた結果とし、その場合の検索エンジンの順位は、甲が参照した検索エンジンのサーバーによります。

4. 第4条で定めた契約期間の開始日時点で、すでに乙のサイトが課金対象となる順位に表示されている場合、その順位よりも上位に表示された日から、通常の課金方法で課金されます。

5. 本申込書記載のキーワードで10位以内にランクインした場合に成果発生対象となります。計測は弊社SEO順位測定ツールがエビデンスとなり、目視やその他ツールの順位は成果対象外となります。

【SEO 固定プラン】

6. 乙は、サービス開始日から順位状況に関わらずSEO対策費用を課金されるものとします。

第10条（違約金）

乙は、甲に対し、乙が以下の各号のいずれかに該当し又はこれに準じる場合、第5条に定める違約金を支払うものとします。

- ① 甲が行ったSEO要素が無効となるリニューアル又は改変を行ったにも関わらず、第14条で定める連絡義務を怠った場合
- ② 検索エンジンが指定するスパム行為を行った場合
- ③ 故意に検索順位を下げるような行為を行った場合
- ④ 契約期間中に何らかの原因でサイトが表示されなくなった場合

第11条（支払方法等）

初期費用、SEO成果報酬費用の支払いは、甲の指定した支払い方法と支払日に従って支払います。また、SEO成果報酬費用は当月締めとします。

第12条（SEO 初期費用の支払等）

SEO作業は、以下の①ないし③の3項目の確認をもって、開始します。

- ① SEO 初期費用の支払
- ② 口座振替依頼書の確認
- ③ FTP 情報の確認

第 13 条（クレジットカード決済）

1. 乙は、本サービスの利用料金の支払いにあたり、甲が指定する方法によりクレジットカード決済を利用することができます。
2. クレジットカード決済において、何らかの理由により決済が正常に完了しなかった場合（有効期限切れ、利用限度額超過、カード会社による承認拒否その他の理由を含みますがこれらに限りません）、甲は、乙に対する事前の通知なく、当該未決済分について同一または別のクレジットカードにより再決済を行うことができるものとします。
3. 前項の再決済が完了しない場合、甲は、乙に対し、別途支払方法の変更または速やかな支払いを求めることができるものとします。
4. 乙は、クレジットカード情報に変更があった場合、速やかに甲所定の方法により変更手続きを行うものとします。
5. 本条に基づく決済に関し、乙とクレジットカード会社との間で紛争が生じた場合は、当該当事者間で解決するものとし、甲は一切責任を負わないものとします。

第 14 条（乙の連絡義務）

乙は、サイトのリニューアル又は改変を行う際、SEO に影響がないかを甲に確認するものとします。

第 15 条（FTP 情報及びパスワードの管理責任）

甲は、乙が利用しているサーバーの FTP 情報並びに WEB サイトで使用している ID 及びパスワードを、乙以外の第三者に譲渡又は使用させてはならないものとします。

第 16 条（情報の私的利用以外の禁止）

1. 乙は、甲が承諾した場合を除き、本サービスを通じて入手した情報（以下「本件情報」という。）を、自ら又は第三者に複製、販売、出版、公開その他如何なる方法によっても乙の私的利用以外に利用してはならないものとします。
2. 乙は、予め甲の承諾を得た場合を除き、乙の WEB サイトに本件情報を転載してはならないものとします。

3. 乙は、本サービスを利用した営業活動、営利を目的とした本サービスの利用及びその準備を目的として本サービスを利用してはならないものとします。

4. 乙は、本件情報を公開又は利用することにより、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、名誉、信用、財産その他日本国の法令に基づき保護される第三者（甲を含む。）の権利を侵害した場合、その第三者に対して損害の賠償を行わなければならないものとします。

第 17 条（提供停止）

1. 乙は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。乙が本項各号のいずれかに該当する行為を行っているとき甲が判断した場合、甲は、乙に対して事前の通知をすることなく、本サービスを利用不可状態（凍結）にするその他必要な措置を講じることができるものとします。

a) 法令に反する行為または犯罪行為に関連する行為

b) 甲、本サービスの他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為

c) 公序良俗に反する行為

d) 甲、本サービスの他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為

e) 本サービスを通じ、以下に該当し、または該当すると甲が判断する情報を甲または本サービスの他の利用者へ送信する行為

- ・ 過度に暴力的または残虐的な表現を含む情報
- ・ コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
- ・ 甲、本サービスの他の利用者またはその他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
- ・ 過度にわいせつな表現を含む情報
- ・ 差別を助長する表現を含む情報
- ・ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
- ・ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
- ・ 反社会的な表現を含む情報
- ・ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
- ・ 他人に不快感を与える表現を含む情報

- f) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
 - g) 甲が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
 - h) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - i) 甲のネットワークまたはシステム等への不正アクセス
 - j) 第三者に成りすます行為
 - k) 本サービスの他の利用者の ID またはパスワードを利用する行為
 - l) 甲が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
 - m) 本サービスの他の利用者の情報収集
 - n) 甲、本サービスの他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
 - o) 甲ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルールに抵触する行為
 - p) 反社会的勢力等への利益供与
 - q) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
 - r) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
 - s) 前各号 of 行為を試みることに
2. 乙は、本サービスあるいは本サービスに関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本サービスの派生製品を作成すること、並びに本サービスと同様の機能を持つソフトウェア及び類似サービスを開発、提供することはできないものとします。また、本サービスは1つの製品として許諾されており、乙はその構成部分を分離して使用することはできないものとします。
3. 甲は、前項および第1項に基づく本サービスの停止等により乙に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 乙が第1項または第2項に違反した場合、または乙の禁止行為により、甲に損害が発生した場合や甲が管理する情報が漏洩された場合、乙は、甲が定める損害金を支払わなければならないものとします。

第18条（本サービスの提供の中断）

1. 甲は、以下のいずれかに該当する場合には、乙への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を停止または中断することができるものとします。またそれに伴う乙、または第三者を含むすべての損害に関して甲は一切の賠償責任を免れるものとします。

① システム（通信回線や電源、それらを収容する建築物等を含む）の保守、点検、修理、変更を定期的にまたは緊急に行う場合

② 火災、電停等により本サービスの提供ができなくなった場合

③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合

④ 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合

⑤ その他、運用上、技術上甲が本サービスの一時的な中断を必要と合理的に判断した場合

2. 甲は、前項の事由が発生した場合、本サービスの提供を遅滞することができるものとします。

3. 甲は、乙が利用料金を滞納した場合、本サービスの提供を停止し、強制的に本契約を解除することができるものとします。それについて、甲は債務不履行等の責任を一切負いません。

第 19 条（本サービスの内容変更及び中止）

甲は、本サービスの提供が継続的に不能となった場合、予め乙に通知することなく、本サービスの内容を変更し又は本サービスの提供を中止することができます。

第 20 条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、本契約を解除することができます。

a) 本契約のいずれかの条項に違反した場合

b) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

c) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている場合

2. 甲は、前項に加え、乙が次の各号のいずれか一にでも該当した場合、催告その他の手続を要しないで、直ちに、本サービスの提供の停止、本契約の全部又は一部の解除その他必要な措置をとることができるものとします。

(1) GMO インターネットグループのいずれかの会社に対する債務の履行を遅延し、又は、履行しないとき

3. 甲が第1項又は第2項に基づき本契約を解除した場合、乙は、契約解除によって甲が被った損害を賠償するものとします。この場合の損害賠償の額は、第21条（損害賠償）の規定にかかわらず、甲が本サービスの提供により本来受領することが見込まれていた残存契約期間分の利用料金相当額を上限とします。

4. 契約者が、第1項または第2項各号に該当したときは、契約者は、当然に期限の利益を失い、弊社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。本条の解除は、弊社による契約者に対する損害賠償請求を何ら妨げるものではありません。

5. 本契約解除後の個人情報等の取扱いについては、第23条（個人情報の取扱い）の規定にしたがうものとします。

第21条（損害賠償）

1. 甲及び乙は、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、損害の賠償をしなければならないものとします。

2. 前項における損害賠償の範囲は直接かつ通常生じうる損害に限られ、その賠償額の上限は当該契約年度に乙が甲に支払った過去12ヶ月分利用料金の総額とする。ただし、当該損害が、甲または乙の故意または重過失による場合はこの限りでないものとします。

第22条（秘密保持）

1. 乙は、乙が甲と本契約を締結していることについて甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

2. 甲及び乙は、本サービスに関連して開示者が受領者に対して秘密を取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、開示者の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。但し、（1）開示された時点で、すでに適法に了知していた情報、（2）開示された時点で、公知となっていた情報、（3）開示された後に自己の責めによらず公知となった情報、

（4）相手方の秘密情報によらず独自に開発または作成した情報、（5）第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報、は除きます。

3. 前項の規定にかかわらず、甲は、本サービスの提供、運営又は改善に必要な範囲で、甲の再委託先（生成 AI サービス提供事業者を含みます。）に対して秘密情報を開示することができるものとします。この場合、甲は当該業務委託先に対し、本条と同等の秘密保持義務を課すものとします。

4. 甲及び乙は、本契約が理由を問わず終了したとき、又は相手方が請求したときは、秘密情報を直ちに削除又は相手方に返還するものとします。

第 23 条（個人情報の取扱い）

1. 乙及び甲は、本契約の履行に関連して、それぞれの従業員、パートナー、顧客、および見込み客に関する連絡先情報を共有する場合があること、および連絡先の氏名、電話番号、ユーザー名を含むがこれらに限定されない類似の情報が、適用されるデータ保護法に基づく個人情報（以下「連絡先個人情報」という）を構成する場合があることに同意します。両当事者は、連絡先個人情報を本契約の条件に合致する目的でのみ使用するものとします。
2. 甲は、本サービスの提供に伴い乙から提供された乙の個人情報等（以下「個人情報等」といいます。）について、甲が別途定めるプライバシーポリシーに準じて適正に取り扱うものとします。
3. 甲は、刑事訴訟法第 218 条（令状による搜索）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項に定める義務を負わないものとします。
4. 甲は、サーバー設備の故障その他のトラブル等に対処するため、個人情報等のデータを複写することができます。

第 24 条（再委託）

甲は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。但し、再委託を行う場合、甲は、再委託先に対して、自己が本規約によって負担する義務と同様の義務を負わせるものとし、再委託先が当該義務に違反したことにより乙に生じる損害については、甲が責任を負うものとします。

第 25 条（商標）

1. 乙は、本サービスで使用される商品名、サービス名、会社名およびロゴマーク等は、甲またはその他の権利者の商標、登録商標もしくは商号であることを確認し、甲またはその他の権利者に無断で使用しないものとします。
2. 甲は、本契約の有効期間中、乙の企業名、会社ロゴ、シンボルマーク及びサービス名称等（以下、「商標等」という。）を本サービスの業務推進のために無償で使用するものとします。
3. 前項に基づき甲が商標等を使用するにあたり、乙において商標等の利用について定めた運用規定等がある場合は、予め甲へ提示するものとし、甲は、当該運用規定等を受領した際はその内容を遵守するものとします。
4. 前 2 項に関わらず、乙が甲による商標等の使用を許可しない場合、若しくは使用の中止を求めた場合には、甲は乙の指示に従い速やかに商標等の使用を中止するものとします。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 乙および甲は、相手方に対し、自己（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 乙および甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

3. 乙および甲は、相手方が前二項の表明・確約に違反した場合は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

4. 前項の規定により本契約を解除された当事者は、解除により生じた損害について、相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

第 27 条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第 4 条（契約期間及び契約更新）第 2 項、第 10 条（違約金）、第 15 条（FTP 情報及びパスワードの管理責任）、第 16 条（情報の私的利用以外の禁止）第 4 項、第 21 条（損害賠償）、第 22 条（秘密保持）、第 23 条（個人情報の取扱い）第 1 項、第 25 条（商標）第 1 項、第 26 条（反社会的勢力の排除）第 4 項、並びに第 28 条（準拠法及び裁判管轄）の規定は、有効に存続するものとします。

第 28 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は、日本法とします。
2. 本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024 年 10 月 8 日 改訂

2026 年 10 月 1 日 改訂

GMO TECH 株式会社

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー